

外来生物法施行の施行状況について（平成 18 年 8 月 10 日現在）

I 種指定について

1. 特定外来生物の指定

(1) 指定の状況

- ・特定外来生物として、平成 17 年 6 月 1 日に 37 種類、平成 18 年 2 月 1 日に 43 種類が指定され、合計 80 種類について、現在飼養等の規制を行っている。
- ・セイヨウオオマルハナバチについては、特定外来生物への指定のための準備として、農家における飼養実態の現地調査及びヒアリング、飼養等許可申請のデータベースシステムの設計等を行ってきたところ。未判定外来生物のクモテナガコガネ属及びヒメテナガコガネ属の特定外来生物指定と合わせ、7 月 21 日に指定に係る政令を公布し、9 月 1 日に施行（規制開始）の予定。

(2) 今後の指定

- ・今後の特定外来生物の指定に関しては、第 7 回特定外来生物等専門家会合（8 月 10 日）の議論を踏まえ、特定外来生物の指定の方針を検討の上、作業を行う。

2. 未判定外来生物の指定

(1) 指定の状況

- ・未判定外来生物として、平成 17 年 6 月 1 日に 1,903 種類、平成 18 年 2 月 1 日に約 1,540 種類が指定され、合計約 3,500 種類について、現在輸入の制限を行っている。

(2) テナガコガネ 2 属の判定経緯

- ・未判定外来生物のヒメテナガコガネ属及びドウナガテナガコガネ属に関して平成 18 年 3 月 13 日に輸入の届出があったことから、資料収集等を進め、4 月 19 日に昆虫グループ会合を開催、その後、全体会合委員への照会によりこれら 2 属を特定外来生物に指定すべきとの結論を得て、パブリックコメントの募集及び WTO 通報等の手続を経て特定外来生物への指定を行った（9 月 1 日施行）。

3. 要注意外来生物リストの公表

(1) リスト作成の経緯・性格等

- ・特定外来生物等専門家会合における特定外来生物の選定の過程で、生態系に悪影響を及ぼしうるとの指摘があった生物について、専門的な立場から検討がすすめられ、平成 17 年 8 月 12 日に環境省としてリストの公表を行った。
- ・外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、利用に関わる個人や事業者等に対し適切な取扱いについて普及啓発を行うとともに、専門家等の関係者による知見等の集積や提供を期待するもの。

(2) 選定の状況

- ・哺乳類 3 種類、鳥類 6 種類、爬虫類 9 種類、両生類 2 種類、魚類 21 種類、昆虫類 7 種類、その他の無脊椎動物 16 種類、植物 84 種類の合計 148 種類の外来

生物が掲載されている。

II 飼養等許可等について

1. 輸入制限

(1) 輸入実績

- ・特定外来生物のうち、学術研究及び生業の維持の目的で許可を得ている者により、カニクイザル等の実験用サル、オオクチバス及びチュウゴクモクズガニ等が輸入されている。

(2) 種類名証明書発行機関リスト

- ・各国政府に照会を行い、種類名証明書を発行できる機関として回答のあった機関を環境省ホームページに掲載及び更新している。現在 54 ヶ国より回答がある。

(3) 税関における任意放棄事案の発生状況

- ・特定外来生物のなかでは、規制の開始当初に規制内容を知らなかった観光客が土産物として持込んだチュウゴクモクズガニが、6 件、ボタンウキクサが 1 件任意放棄された。
- ・輸入が制限されている未判定外来生物のうち、ヒキガエル属の一種であるヘリグロヒキガエルが持込まれ、任意放棄された（1 件）。
- ・特定外来生物及び未判定外来生物と外見が似ており、税関での同定を助けるため種類名証明書の添付が必要となっている生物のうち、昆虫及び植物（種子を含む）で要件を満たさない種類名証明書とともに持込まれたもの等が 10 件程度任意放棄されている。
- ・任意放棄事案は、外来生物法第 25 条の規定に違反して輸入を行おうとした可能性が想起されることから、今後、税関当局と一層の連携が必要。

2. 飼養等許可の実績

(1) 許可申請及び許可実績

①申請及び許可の概況

- ・第一次指定の特定外来生物について、平成 17 年 12 月 1 日までに提出された飼養等許可申請書は 1,577 件であり、本省においてチェックした後、地方環境事務所から許可証を出しているところ。
- ・第二次指定の特定外来生物を飼養等している場合には、8 月 1 日までに地方環境事務所に申請書が提出されている。

②主要 3 種の詳細

- ・飼養等許可申請数の多い特定外来生物は、特にアライグマ、カミツキガメ、オオクチバスの 3 種である。これらの申請数は、アライグマ 243 件、カミツキガメ 292 件、オオクチバス 297 件である。

③指導等の実態

- ・外来生物法では、申請期限までに飼養等許可の申請がなされた場合には、許可するかどうかの処分がある日までは飼養等禁止の適用除外としており、第一次指定の特定外来生物の申請の締切後半年以上経過した現在も審査中の案件がある。

- ・オオクチバスに係る生業の維持目的の申請（管理釣り場、養殖場等）については、その維持管理に注目を集めていることに鑑み、必ず共管である水産庁とともに現地調査を行い、飼養等基準に照らして必要に応じ施設の改善を要求するほか、申請書の記載内容の訂正や資料の追加提出等の指導を行うなど、特に慎重に対応しているところ。書類がそろえば速やかに許可し、改善がなされなければ不許可にすることを視野に入れて対処している。

（2）個体識別措置

①マイクロチップ埋込み技術講習会の開催状況

- ・平成 17 年度中に仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡の 6 箇所地域で地域の獣医師を対象に講習会を開催している。また、社団法人日本獣医師会の協力を得て、全国のほぼ全ての獣医師に対し、特定外来生物へのマイクロチップの埋込み方法を示した DVD を配布し、マイクロチップの埋込みに対し協力を求めている。

②マイクロチップ埋込み義務化準備状況

- ・平成 18 年度にも平成 17 年度に引き続き講習会を開催し、埋込みに対応できる獣医師の体制を全国的に整備する。また、マイクロチップ埋込み実証試験を行い、保定方法、作業手順や作業量などの基礎データ収集を行う。全国的な獣医師の体制を整備した上で、普及啓発を行いつつ早期に義務化を行う予定。

Ⅲ 防除について

1. 環境省による防除

（1）モデル事業等

- ・環境省が実施する防除事業について、奄美大島や沖縄本島北部地域におけるジャワマンダースの防除を進めるほか、西表島におけるオオヒキガエル防除事業、ラムサール条約登録湿地等におけるオオクチバス等防除事業を継続して進めることとしている。
- ・広域に分布して被害を及ぼす特定外来生物については、効果的な防除方法により、各地方公共団体が連携した防除を進めることが必要であることから、平成 18 年度はアライグマ、カミツキガメ、アルゼンチンアリに係る防除モデル事業を実施することとしている。

（2）グリーンワーカー事業等

- ・平成 17 年度、知床半島のシマフクロウの生息にとって脅威となるアライグマの排除のための調査を実施したほか、伊豆沼におけるオオクチバスの防除事業の一部をグリーンワーカー事業の一環として実施した。
- ・平成 18 年度においても、各地方環境事務所が中心となって国立公園等における外来生物対策のためグリーンワーカー事業の実施を検討している。

2. 地方公共団体・民間団体による防除

（1）防除の確認・認定状況

- ・地方公共団体や民間団体が行う防除について、防除の公示に沿うものとして主務大臣の確認・認定がなされた場合には、外来生物法の飼養等許可や鳥獣保護

法の捕獲許可が不要となり、円滑な防除の実施がなされる。第一次指定の特定外来生物について、これまでに110件の確認又は認定がなされている。

(2) その他の取組み

- ・民間団体による防除の取組の一つとして、全国ブラックバス防除ネットワークによる「全国一斉「STOP」ブラックバスウィーク」が開催され、オオクチバス等の駆除活動が実施された例が挙げられる。

IV 法律の執行体制について

1. 主務大臣

外来生物法に関する主務大臣は環境大臣であるが、農林水産業に係る被害に係る主務大臣は環境大臣及び農林水産大臣であることから、農林水産業に係る被害を与える外来生物については、特定外来生物の指定、飼養等基準の策定等において両省で連携を図りつつ対応している。

2. 輸入規制の執行体制

外来生物法施行に伴い、植物防疫所等関係機関の協力を得つつ、特定外来生物等の輸入規制のための体制を確保するため、税関において外来生物法及び関税法に基づき輸入時の確認検査等の実務を実施している。

3. 許認可事務等に係る権限の委任

特定外来生物等の飼養等許可申請に係る事務等を実施するため、平成18年1月に、許認可等の権限の一部を本省から環境省地方環境事務所(平成17年10月に設置)及び農林水産省地方農政局等に委任し、管理体制の強化を図っている。

4. 外来生物対策室の設置

外来生物法の所管室として、平成18年4月に環境省に外来生物対策室を設置した。

V 普及啓発について

- ・外来生物法の概要や特定外来生物の指定について普及啓発を図るため、環境省のホームページにおいて、外来生物法の解説、特定外来生物の選定状況、飼養等許可申請書の提出方法、防除の実施状況等を掲載し、随時更新している。
- ・ポスター及びパンフレットを作成し関係機関やペットショップ等へ配布するとともに、外来生物の適切な取扱いの推進について、地方環境事務所において街頭でのキャンペーン等を実施している。
- ・北海道におけるセイヨウオオマルハナバチの分布状況調査など、市民参加による取組も進められつつある。